



拝啓

新緑の候 皆様におかれましては、益々ご健勝のほどお喜び申し上げます。  
いつも当事務所を格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
事務所通信も第29号目となりました。お仕事の合間に御一読いただければ幸いです。  
季節の変わり目ですので、おからだには十分お気をつけ下さい。

敬具

## ～今回のテーマ「特例有限会社に？」～

平成18年の会社法施行により「有限会社」を新たに設立することができなくなったという話は、この事務所通信でも何度か取り上げておりますので、皆様もご存じかと思えます。

では、以前からある「有限会社」はどうなったのか？実は、商号は「有限会社」のままなのですが、会社法上では「株式会社」として取り扱われることになりました。この事は、特に通知が来るわけではないので、意外と知られておりません。今回はこの事についてお話しようと思えます。

今述べたように、有限会社は会社法施行によって、法律上は株式会社として扱われるようになったのですが、昨日まで有限会社であった会社がいきなり「株式会社に変わりました」といわれても、混乱を招くという事で「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」と言うものが作られ、有限会社の性質を少しだけ残した株式会社にする事になりました。よって呼び名も「特例有限会社」とされました。「特例有限会社」に移行するためには何の手続きも必要ありません。そして出資をした方はそのまま「株主」となります。

では、通常の株式会社と違う点は何か。まず一つは、特例有限会社は株式会社のように決算公告が必要ないと言う事です。そして最大のメリットは、役員任期制限がないことです。

通常の株式会社の場合、定款に何も定めなければ、取締役は「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」、監査役については「選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」となります。

公開会社でない株式会社については定款に定めることで最大10年まで任期を延長することができますが、それ以上は定めることができません。しかし「特例有限会社」の場合はその制限がなく、定期的な役員変更登記の際の登録免許税や専門家にお支払する手数料等が必要ありません。

また、通常の株式会社は任期が満了すると役員変更登記をする必要があるため、12年以上何の登記もされない場合は一定の手続きを経て休眠会社として「解散したもの」とみなされてしまう制度がありますが、それに対し、「特例有限会社」の場合には12年以上何の登記がされなくても休眠会社として解散したとみなされることはありません。

上記のようにメリットもありますが、株式交換や株式移転等の手続きが出来ない、取締役会や監査役会を設置できない等、会社の実情に合わせた柔軟な機関の設計が出来ないというデメリットもございます。しかし今後さらに時間が経てば、昔から存在する歴史ある会社という印象を与え、「有限会社」という名称自体に価値が出てくる可能性もあるのでは？とも私は思っています。

「いっそ株式会社に変更しよう」とお考えの場合は、メリットとデメリットを踏まえた上で検討される事をおすすめします。お考えの際にはぜひご相談下さい。  
(矢野 絢美)

## ゴールデンウィークの思い出

皆様は、ゴールデンウィークは毎年どのように過ごされていますでしょうか？

私のゴールデンウィークの思い出といえば、小学校四年生のときに野球を始めたので、家族でどこかに出かけたというよりも、野球をしていた印象が強いです。野球を辞める高校生の時まで、ずっとそのようなゴールデンウィークでした。

しかし、野球をしていたと言っても、土日や祝日はいつも何らかの大会や練習試合が組まれていたので、練習のない事が楽しみでした。

ただし、ふがいない試合をしてしまうと試合後に練習をすることもあったので、練習試合といえど気は抜けませんでした。監督やコーチに怒られたりもしましたが、野球をやっていた際の経験は、今となってはいい思い出です。  
(村中 修二)



## 司法書士☆四コマ劇場



3月末に各企業の決算期が集中するため、毎年5月と6月は、法務局の法人登記部門に登記申請が集中して大変混み合います。

よって、登記の内容にかかわらず、5月と6月は法人登記手続きの完了が通常よりかなり日数がかかる事が予測されます。現段階でもかなり完了までの日数がかかっているようです。

法人登記申請手続きをお考えのお客様がいらっしゃるいましたら、できるだけお早目にご相談下さいませようお願い致します。迅速に対応させていただきます。 (寺西 広)

## <遺言執行者って?>

「遺言執行者」という言葉を、お聞きになった事のある方も多いのではないのでしょうか。

遺言執行者は、法律上では相続財産の管理とその他遺言の執行に必要な一切の行為を行う権利義務を有するとされており、実際には遺言のとおり財産の名義変更をしたり、預貯金の解約等をして財産を受け取る人に渡す手続きをします。

最近では相続の際に争いが多くなり、「遺言書」を作成しておく方が増えました。ただし、遺言書の中で遺言執行者を定めておく事が可能な事はあまり知られていません。

では、どのような場合に遺言執行者を定めておいた方が良いでしょう。それは、相続人が多数いたり全国各地または海外にいたりした場合、面識のない相続人がいる場合、法定相続人ではない第三者がいる場合、そして遺言の内容が相続人の一部に有利な場合です。

遺言書を作成していたとしても、遺言書の内容どおりに預貯金等の名義変更をする場合、相続人全員の同意書が必要となります。全国各地や海外にいる場合も多数いる場合も全員分を集めなくてはなりません。また、一部のみに有利な内容の遺言書や第三者が財産をもらう場合、不満のある相続人から同意書がもらえないケースがあります。

このようなトラブルを防ぐために、必ずではありませんが、遺言書に「遺言執行者」を定めておく事ができます。

「遺言執行者」が定められている場合は、遺言執行者の署名捺印のみで遺言書通りに財産を分ける手続きが可能です。

また、遺言執行者がいる場合、相続人は遺言の対象となった相続財産の処分や遺言の執行を妨げるような行為は禁止されており、この規定に反した相続人の行為は無効です。

遺言執行者は、弁護士や司法書士等以外にも、相続人代表者や相続財産を貰う人を選任する事もできます。ただし、相続人同士の人間関係が良好な場合は良いですが、遺言執行手続きは法律で定められた手順を守る必要があるため、間違った手続きや一部の相続人に有利な執行をするとトラブルになり、他の相続人から訴えられたり、裁判所から解任されたりする恐れがあります。よって、トラブルになりそうな場合は、専門家を遺言執行者にしておいた方が良いでしょう。

寺西広司法書士事務所では、公正証書遺言書の作成のお手伝いや遺言執行者もやっております。公正証書遺言書作成をお考えの方はまずご相談下さい。

(寺西 広)

### 編集後記

皆様、いつも事務所通信をお読みいただき有難うございます。事務所通信も第29号となりました。

一気に暖かくなり、ついに桜が開花しましたね！今月は待ちに待ったゴールデンウィークです。皆様どうぞ楽しい休暇をお過ごし下さい。

### 【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階  
寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152

HP <http://office-teranishi.jp>